

Beyond

2021. 2 vol.02

オフィスにアートを

あさひ総研

中小企業の M & A の進め方

「教育資金一括贈与」と「その都度贈与」

令和 3 年度税制改正大綱②

雇用調整助成金（新型コロナ特例）の今後

経理規程を定期的に見直していますか？

ビジネスは Technology で加速する

あさひ通信

INFORMATION

Photo: Satoshi Asakawa

CONTENTS

オフィスにアートを

あさひ総研

- 01 ・事業承継
中小企業の M&A の進め方
- 02 ・相続
「教育資金一括贈与」と「その都度贈与」
- 03 ・税制
令和 3 年度税制改正大綱②
- 04 ・労務
雇用調整助成金（新型コロナ特例）の今後
- 05 ・社会福祉法人
経理規程を定期的に見直していますか？

ビジネスは Technology で加速する

あさひ通信 第 187 回

INFORMATION セミナー案内

[Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX 化、新型コロナウイルスへの対応、人口構造の激変、AI やロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

目指すものは躍動する個性



オフィスにアートを

統括代表社員 田牧 大祐

孔子の言葉である「知之者不如好之者、好之者不如樂之者」は、楽しむものが最強だということである。仕事を楽しんでいる人のサービスは最高であるが、仙台事務所の壁面アートを描いてくれたアート集団「オーバーオールズ」は仕事を楽しんでいる。

GAFAs など海外の IT 企業はオフィス壁面などに大きなアートを入れている。創造性の発揮や企業のミッションを五感で感じるためである。壁面アートをオフィスに入れる企業が日本でも増えているようだ。オフィス設計会社ヴィスからの提案で、仙台事務所の壁面に象徴的なアートを入れることにしたのであるが、紹介を受けたのがオーバーオールズであった。彼らは東京駅でライブアートを行ったり、福島県双葉町再生をアートで支援する活動など、「情熱大陸」でその活動が取り上げられる個性あふれる集団だ。

オーバーオールズ社長の赤澤氏はアートの具現化に丁寧な聞き役となり、また画家の山本勇氣氏の描くアートは、デザイン・色使いとも魅力的である。何度か打合せするうちに、山本氏は、仕事の本質を言い当てるほど会計事務所の仕事を理解し、目指すアートに真剣に取り組んでくれる姿が印象的であった。壁面アート完成時には、描いた山本氏が一番うれしげであり、「最高の出来です」との言葉どおりのアートに仕上がった。

まる 3 日かけて描いてくれた壁面アート「Beyond」は、会計事務所の仕事の先にあるもの、数字の先にあるものを目指す、数字を超えていくというイメージを迫力あるアートに体現してもらった。右下には、人を手助けするロボットが協働し、数字を入力している姿がある。スタッフの「Beyond」を手助けする Work with Technology としてロボットとの協働を感じさせてくれる。

仙台事務所は、働くスタッフが成長できる環境（超えていく、その先へ）、将来の自身の可能性を感じる環境、明るい未来を感じられる環境にしたいという思いで、「Beyond the future（未来を超える）」をコンセプトにして設計を進めた。

目指すものは躍動する個性である。オフィスアートは、一目でその思いを感じさせてくれる。



事業承継



中小企業の M&A の進め方

後継者不在の中小企業を、社外の第三者が引き継ぐ中小企業 M&A が活発になっています。この M&A は一例として下記のような流れで進みます。まずは身近な支援機関である銀行等の金融機関、M & A 専門業者、商工会、会計事務所等に相談するところからスタートします。

① 身近な支援機関に相談

後継者不在でも、従業員やお取引先のビジネスを守るため企業を存続させたい。このような悩みを抱えている場合は、身近な支援機関に相談します。支援機関は銀行等の金融機関、M & A 専門業者、商工会、会計事務所等です。(あさひ会計にも、ぜひご相談ください)

② 支援機関によるマッチング（譲り受け側企業等の選定）

支援機関が譲り受けを希望する企業を選定します。譲り受けを希望する企業は、事業を拡大したい、エリアを拡大したい、業種の幅を広げたいといった様々なニーズから譲り受けを希望します。このようなマッチングは、譲り渡しを希望する企業と、譲り受けを希望する企業について情報を広く持つ金融機関、M & A 専門業者が支援します。

③ 交渉並びに基本合意書の締結

支援機関である金融機関、M & A 専門業者が企業承継の条件を仲介し、M & A（企業の譲り渡し）の基本的な条件・方針を基本合意書としてまとめます。この条件・方針には譲り渡しの際の対価や時期等が含まれます。

④ デューデリジェンス（DD）

譲り受け側の希望に応じて、対象企業を専門家等が調査します。公認会計士による財務 DD、弁護士による法務 DD などがあります。どの程度の調査を行うかは譲り受け側の意向により、簡易にヒアリング等で済ませる場合や、土業等専門家に詳細な調査依頼をすることもあります。

⑤ 最終契約の締結

上記デューデリジェンス調査で判明した点や、基本合意書で保留した事項について再度交渉を行い最終的な契約を締結します。

⑥ クロージングとその後

中小企業 M & A の最終段階であり、法的な譲り渡しを完了させ、また譲渡対価の支払い等を完了させます。法的な譲り渡しを完了した後も、それで終わりではなく、従業員への説明や業務の引継ぎが一定期間進められます。



山形事務所
特別経営支援部
公認会計士・税理士 広川 諭

2010 年 新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所。事業会社を中心に会計監査業務に従事。2017 年 税理士法人あさひ会計に入所後は M & A 支援、株価算定・シュミレーション、財務デューデリジェンス、税務相談（組織再編、グループ法人税制）を担当。



「教育資金一括贈与」と「その都度贈与」

前回記事は相続税がかかる可能性がある方に向けて、財産目録の作成を提案する内容でした。それでは、相続税がかかる方はこういった対策をとるべきでしょうか。多くの方は子や孫に対する贈与を想定されるのではないのでしょうか。

贈与の種類にも多様な方法があり、その選択によっては贈与税及び後々の相続税も大きく異なります。中でも使いやすい制度としてあるのが「子や孫への教育資金一括贈与の非課税制度」です。この制度は両親や祖父母などから 30 歳未満の子や孫に対して、教育資金に限定した贈与1,500万円までは非課税とするものです。平成 25 年に開始して以来人気の制度としてその適用が延長され続けており、「令和 3 年度税制改正大綱」でも、令和 5 年 3 月 31 日まで延長されることになっています。

しかし、この制度は贈与資金のうちに教育資金として使い切れなかった残額に対して、課税させる方向で条件が年々厳格化されている面があります。現行では贈与者死亡前 3 年以内の贈与に係る残額は相続財産に持ち戻すルールですが、令和 3 年 4 月 1 日以降実行した贈与については贈与実行時期を限定せず残額が相続税の対象となります。受贈者が孫・ひ孫の場合、その残額に関する相続税が 2 割加算となる改正点も大きなデメリットです。

また、この制度を利用するには金融機関で口座を開き、一旦お金を預けなくてはならないのですが、実際に教育資金が必要になったタイミングで金融機関からお金を引き出すためには学校等から受け取った請求書・領収書・明細等をその都度整理して金融機関に提出する必要があり、手続として煩雑な面があります。

ここで、金融機関等との契約の手続を踏まなくても、祖父母などから教育費として必要な都度、教育資金を贈与する場合は贈与税が非課税になることをご存じでしょうか。上記の一括贈与の制度とは違い、「必要な時に必要な分だけ」の贈与となります。上限額や、教育費・生活費の具体的な範囲は明確には定められていませんが、例えば大学に通うための下宿代や医学部などの高額な入学費・授業料であっても必要な金額の贈与であれば非課税になります。「必要な時に必要な分だけ」の都度贈与は一括贈与と異なり、残額が生じることもないため相続財産に持ち戻されることもありません。請求書・領収書等についても、自身での管理は必要ですが、金融機関に提出する必要もありません。

如何でしょうか。この都度贈与も適宜利用して相続税対策を計画しましょう。



山形事務所
相続サポートセンター マネージャー
公認会計士・税理士 伊藤 俊和

事業会社の経理を経て、あずさ監査法人に勤務。現在は税理士法人あさひ会計で相続・事業承継の実務に携わる。

税制



令和3年度税制改正大綱②

先月に続き、今月も昨年12月に発表された税制改正についてご紹介します。今月は所得税に関連した改正案についての内容となります（案の段階のため、詳細な手続等に関しては今後決定されることにご留意ください）。

(表1)

適用要件	区分	契約時期	入居時期	控除期間
・床面積50㎡以上 ・その年中の所得金額3,000万円以下	原則	—	令和3年12月31日まで	10年間
・床面積40㎡以上 ・その年中の所得金額1,000万円以下	消費税率10%へ引上げに伴う措置（本改正にて延長が決定）	・新築住宅 令和2年10月1日から 令和3年9月30日	令和3年1月1日から 令和4年12月31日	13年間
・床面積50㎡以上 ・その年中の所得金額3,000万円以下		・分譲住宅、 既存住宅、増改築 令和2年12月1日から 令和3年11月30日		

(表2)

$$\text{計算式：（退職手当等－退職所得控除）} \times 1/2 = \text{退職所得}$$

勤続年数が5年以下（法人の役員等を除く）である者に対して上記計算式“退職手当等－退職所得控除”のうち300万円超部分について1/2をしない。

退職所得控除の計算

勤続年数	退職所得控除
20年以下	40万円 × ※勤続年数（最低80万円）
20年超	800万円 + 70万円 × （勤続年数 - 20年）

※1年未満の端数がある場合は1年に切上げ

退職手当600万円を想定した時の退職所得（単位：万円）

勤続年数	2年以下	3年	4年	5年	6年
現行制度	260	240	220	200	180
改正後制度	370	330	290	250	180

☆勤続年数が4年の場合の改正後制度の計算例☆

$$\begin{aligned} \text{退職所得：} & (600 - 40 \times 4) = 440 \\ & 300 \times 1/2 + (440 - 300) = 290 \end{aligned}$$

①住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除

住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例が延長されます（原則は10年間）。上記特例は消費税率の引き上げに伴っての措置で、令和3年以降は控除期間を10年へと縮小される予定でした。しかし、新型コロナウイルスの影響で低迷する住宅需要の底上げを図るために延長されました。期間は令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供した場合となります。ただし、特例を受ける場合には契約の時期（表1参照）が要件として設けられていますので注意が必要です。また、住宅ローン控除を受けるための床面積要件について、これまでの50㎡以上から40㎡以上へと緩和されます。ただし、40㎡以上50㎡未満の住宅については、1,000万円を超える所得金額が生じた年分については適用されないため、こちらに関しても注意が必要となります。50㎡以上の住宅に関しての所得金額要件は現行税制通りの3,000万円以下で変更はありません。

②退職所得課税の適正化

退職所得について、現行制度では退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の1/2に対して課税される仕組みになっています（役員等としての勤続年数が5年以下である者を除きます）。長期間の勤務の対価、老後の生活の原資等の観点から他の所得より優遇されていると言えます。今回の改正案では、令和4年以後に支払った勤続年数が5年以下（法人の役員等を除きます）の者に対する退職手当等について、退職所得の金額を1/2にする措置が適用されなくなります。ただし、雇用の流動化等を考慮して、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円以下の部分については、現行制度通り1/2にする措置となります（表2参照）。外資系などの一部企業において短期雇用契約等で、毎月の給与を低く設定し、成果によるインセンティブとして退職一時金を支給して税軽減を受けるケースを問題視していたことからこのような措置になりました。



山形事務所
審査部
早坂 賢人

審査部にて従事。決算書や申告書のチェックを日々行う。



雇用調整助成金（新型コロナ特例）の今後

緊急事態宣言解除の翌月末までは現行特例継続。その後は縮小予定

緊急事態宣言の再発令を受け、雇用調整助成金の特例措置延長の方針が公表されています。なお、緊急対応期間の特例延長については令和3年1月22日時点での政府方針の表明であり、決定となるのは厚生労働省令改正がなされてからです。

<ポイント>

- ①新たな特例として、対象期間の延長が既に決定されています。通常、雇用調整助成金の対象期間は1年単位ですが、開始が令和2年1月24日から6月30日までの間だった場合は、特例により、1年で終わりではなく令和3年6月30日までを対象期間とします。通常では、1年単位で助成される日額が変更となりますが、コロナ特例では、助成額日額計算に源泉所得税納付書からの計算という選択肢により日額が高くなっているケースがあります。対象期間が6月30日までに延長されることで、6月30日までは現在の高めの日額が維持されるという効果があります。なお、休業に関する労使協定は最長でも有効期間1年で締結していることが多いので、1年を超えて休業する場合は、労使協定を再締結する必要があります。
- ②助成額上限の15,000円への引き上げ及び助成率最大10/10等の緊急対応期間の特例（右表の赤字部分）は、緊急事態宣言解除の翌月末までとなる見込みです（省令改正等がなされてから決定）。

いまの社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 今野佳世子

埼玉県内3か所の労働基準監督署にて労災認定・保険給付業務等に従事。2008年いまの社会保険労務士事務所を開業。2010年特定社会保険労務士付記。



雇用調整助成金特例措置（令和3年1月26日現在）

特例以外の場合の雇用調整助成金	令和2年4月1日から令和3年2月28日までの期間（緊急対応期間）の特例
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
生産指標要件（3ヶ月10%以上減少）	生産指標要件を緩和（1ヶ月5%以上減少）
雇用保険被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成（緊急雇用安定助成金）
助成率 2/3（中小）、1/2（大企業）	助成率 4/5（中小）、2/3（大企業） ※解雇等を行わず、雇用を維持している場合、10/10（中小）、3/4（大企業）
助成額日額上限額 8,370円	助成額日額上限 15,000円
計画届は事前提出	計画届は提出不要
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6ヶ月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左＋緊急対応期間に受給した日数
短時間一斉休業のみ	短時間休業の要件を緩和
休業規模要件 1/20（中小）、1/15（大企業）	休業規模要件を緩和 1/40（中小）、1/30（大企業）
残業相殺あり （残業した分は休業時間から控除）	残業相殺を停止
教育訓練助成率 2/3（中小）、1/2（大企業） 加算額 1,200円	教育訓練助成率 4/5（中小）、2/3（大企業） 加算額 2,400円（中小）、1,800円（大企業）
出向期間要件 3ヶ月以上1年以内	緊急対応期間に開始した出向については、出向期間要件1ヶ月以上1年以内

（雇用調整助成金ガイドブック（簡易版）掲載の表に加筆したもの）

※赤字は特例による拡大措置

※特例措置による上限額の引き上げ及び助成率の拡充は、緊急事態宣言解除の翌月末までの期間を1日でも含む賃金計算期間（判定基礎期間）が対象。（6月30日までではない）

<緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月から2ヶ月間の措置として想定する具体的内容>※令和3年1月22日公表の政府方針

①原則的な措置を以下のとおりとする。

- ・雇用調整助成金等の1人1日あたりの助成額の上限：13,500円（現行15,000円）
- ・事業主が解雇等を行わず、雇用を維持した場合の中小企業の助成率：9/10（現行10/10）
- ・休業支援金（事業主が休業手当を支払わない場合に労働者が自分で受け取る給付金）等の1人1日あたりの助成額の上限：9,900円（現行11,000円）

②感染が拡大している地域（内容は追って公表）・特に業況が厳しい企業（生産指標（売上等）が前年又は前々年の同期と比べ、最近3ヶ月の月平均値で30%以上減少した全国の事業所）に特例措置（上限額15,000円、助成率最大10/10）。

社会福祉法人



経理規程を定期的に見直していますか？

今回は法人カードの話で、カードを作成して使用するだけでは NG で、規程の整備も必要という話をしました。そこで、今回は経理規程についてお話したいと思います。

社会福祉法人には全国社会福祉法人経営者協議会よりモデル経理規程が公表されていますが、そのまま使用していませんか？基本的に、経理規程は社会福祉法人会計基準の範囲内で、原則的、あるいは簡便的な方法を採用したり、複数ある選択肢の中からどのような処理をするか等を定めたりと、経理に関する方針・手続き・処理方法など法人のルールをまとめ、明文化したものです。様々な法人を訪問していると、経理規程の勘定科目と実際の財務会計システムの勘定科目が整合していなかったり、実際には存在しない帳簿が経理規程に記載されていたり、本来は省略可能な計算書類を作成することになっていたりします。

さて、2020年4月に民法が改正されました。民法の改正内容については割愛しますが、その影響は経理規程にも及んでいます。改正前民法第570条では、「瑕疵」という表現を用いていましたが、改正民法では「契約の内容に適合しないもの」（契約不適合責任）という表現に変更されました。2017年（平成29年）版のモデル経理規程を例にとると、第75条に「契約書の作成」という条文があります。契約書に掲載する事項について定められており、第1項(6)で「かし担保責任」という文言があります。当該条項はおそらく全ての法人に存在しますので、この機会に「かし担保責任」から「契約不適合責任」へと文言の見直しをお願いします。また、関連する契約のマニュアルや手順書、契約書のテンプレ等も併せて見直してください。

ちなみに、前回の法人カードの話を少しすると、ある自治体の指導監査のチェックリストには「クレジットカードを利用している場合、経理規程等にカード利用に係る規程を整備するとともに、カードの保管責任者を定めているか」という項目があります。私の担当するクライアントでは、経理規程の改訂及び「クレジットカード取扱規程」を新設しました。

経理規程の要確認チェックリスト

No	項目	チェック
①	主要簿と補助簿は本当に実在していますか？	<input type="checkbox"/>
②	固定資産の除却のタイミングは「期首時点」になっていませんか？(※1)	<input type="checkbox"/>
③	契約の箇所の規定が、「かし担保責任」と記載されていませんか？	<input type="checkbox"/>
④	経理規程の勘定科目表とシステムの勘定科目は整合していますか？	<input type="checkbox"/>
⑤	作成する計算書類に、省略できる、作成しなくてよい計算書類等まで記載されていませんか？(※2)	<input type="checkbox"/>

※1 社会福祉法人会計基準では、年度途中で取得又は売却・除却する場合、月を単位として計算を行うことになっています（誤長通知17(5)）。すなわち、「処分時点」まで減価償却費を月数按分する必要があります。例えば、9月に廃棄処分した資産については6月分の減価償却費を計上した後の簿価をもって除却損を計上します。もし経理規程で「期首時点」の簿価で処分することになっている場合は、経理規程の見直し及び固定資産台帳システムの設定の見直しが必要になります。

※2 下記「作成が省略できる計算書類」参照

【参考】作成が省略できる計算書類

	資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表	備考
法人全体	第一号第一様式 (法人単位 資金収支計算書)	第二号第一様式 (法人単位 事業活動計算書)	第三号第一様式 (法人単位 貸借対照表)	
法人全体 (事業区分別)	第一号第二様式 (資金収支内訳表)	第二号第二様式 (事業活動内訳表)	第三号第二様式 (貸借対照表内訳表)	左記様式では 事業区分別の 内部取引消去を行う
事業区分 (拠点区分別)	第一号第三様式 (事業区分 資金収支内訳表)	第二号第三様式 (事業区分 事業活動内訳表)	第三号第三様式 (事業区分 貸借対照表内訳表)	左記様式では 拠点区分別の 内部取引消去を行う
拠点区分 (一つの拠点を表示)	第一号第四様式 (拠点区分 資金収支計算書)	第二号第四様式 (拠点区分 事業活動計算書)	第三号第四様式 (拠点区分 貸借対照表)	
サービス区分	★ 拠点区分 資金収支明細	★ 拠点区分 事業活動明細		各明細書では サービス区分別の 内部取引消去を行う

(注) 法人の事務負担軽減のため、以下の場合には財務諸表及び基準別紙の作成を省略できるものとする。
 1. O印の様式は、事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合省略できる。
 2. ◎印の様式は、拠点が1つの法人の場合省略できる。
 3. ☆印の様式は、附属明細書として作成するが、その拠点で実施する事業の種類に応じていずれか1つを省略できる。
 なお、サービス区分が一つの法人の場合いずれも省略できる。

(出所：厚生労働省HPより)



山形事務所
地方創生支援1部
公認会計士・税理士 葛西 裕之

新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）で主に金融機関の法定監査に従事。現在は公営企業の法適化業務及び会計指導、社会福祉法人及び医療法人の法定監査に従事。

ビジネスは Technology で加速する

アプリは開発する時代へ

株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所
CEO 田牧大祐

Power Apps は、Microsoft のアプリ開発ツールである。これを使い、あさひ会計の社内在席アプリ「Ghost 1」を、研究所のエンジニアの大沼が半日で開発した。スタッフの在席、外出を見るためのホワイトボードをアプリに変えたのである。

これまで、社員全員が出社、外出、帰宅、休暇などのたびに総務の前のホワイトボードまで行き、マジックで記載、マグネットを裏返すなどしていた。今は携帯アプリで2タッチ、3タッチで、これまでと同じことができる。さらには、アプリで全職員の在席、外出状況等がわかるため、これまで電話で在席や帰社時間などを総務に確認したりする作業も不要となった。劇的に社内の移動時間や確認時間が減ったのであるが、そのスタートは、効率化を目指したのではない。「煩わしいことを Technology に置き換える」の視点である。



在席アプリ

全職員の在席、外出状況等が一目でわかる。



タッチ画面

出社、外出、帰宅など、画面をタップするだけで自分の状況を即時報告できる。

また、来客通知アプリ「Ghost 2」も運用している。iPad に事前に通知した番号を来客者が入力するか、担当者名をタッチすれば、チャットツールで来客の通知が担当者へ送られる。これまで総務の受付者が来客のお知らせ電話をしたり、席まで行ってお知らせしたりといった、やりとりは不要となった。こちら也大沼が半日で開発した。

来客通知モニター



来客通知アプリ

アポイント時に、受付番号を事前通知。受付ブースに人がいなくても担当者へダイレクトに繋がる。

利用料は、今後アプリをいくら開発しても、使っても月額一人 540 円である。もはやアプリは、自社仕様で開発する時代である。

第4次産業革命への対応

公認会計士・税理士 柴田 健一



企業経営にとって最も大切なことは存続し続けることであり、その為には時代環境の変化に如何に適應するかだといわれている。ダーウィン曰く「最も強い者が生き残るのではない。最も賢い者が生き残るのでもない。生き残ることが出来るのは、唯一変化する者である。」という訳だ。

経営者も幹部も一般社員も「昨日の続きが今日、今日の続きが明日」ではなく、世の中の変化に耳をそばだて、自分自身が毎日毎日変化することが求められているのだが、そのことを耳で聞き知っていても、頭で分かっている、実践面では相変わらず現状維持が続いている。変化するということが身につけていない。変化に向けての思索とか、知恵とか、工夫とか、決断とかがないのだ。

身近な例を見てみよう。どこの会社でも回収がままならない滞留債権を多少なり抱えているのだが、不思議なことに同じ業種でも滞留債権がほとんどない会社と毎年多額の滞留債権を貸倒処理している会社がある。一体、何が違うのだろう。

「結果」を変えるには「やり方」を変えなければならない。「やり方」を変えるには「考え方」を変えなければならないという大鉄則がある。まずはこれまでと違う「やり方」を考え実行しなければならない。これまでは毎月請求書を送っていただけだったのを、頻繁に催促の電話をする、さらに弁護士からこのままでは法的処置を取らざるを得ない旨の書状を送る。しつこく催促するのだ。支払いが悪いのはお金が無いからではなく、お金が不足しているからなのだ。お金が不足している場合はうるさいところから支払うというのが心理だ。お金が無いのであれば事業はとっくに止めている。明るく、あっけらかんとしつこく催促するのが滞留債権解消のかなめである。

しかし、そもそも期限までに支払わない取引先には売らないという考え方が肝心だ。「一定期間中に二度支払遅延を起こしたお客様とは今後取引をしない」ことを全社で徹底するのも一方法だろう。

さて、現代はまさしく第4次産業革命の入口にいる。AI（人工知能）、IoT、ビッグデータなど多岐の分野に亘る技術革新により2030年代までに人間が頭を使って行う賢い仕事もAI化されていくといわれている。具体的には「識別」では①動画から読唇する、②200m先の人物を心臓の鼓動で判別する、「予測」では①機械が壊れることを1ヶ月以上前に予測する、「実行」では①数言語に対して、ほぼ人間レベルの翻訳を瞬時に行う、②乗車中360度をモニターして事故から逃れるなどなどである。既に中国や米国では、店舗に入って買物袋にモノを入れて店を出ようとすると、瞬時に買ったモノの金額が自分の口座に課金される新しいタイプの店舗が急速に広がりつつある。あるいは、農業分野ではAIを搭載したロボットが熟したトマトを見極めて収穫を出来るようになっている。

仕事には「肉体的労働」「事務労働」「頭脳労働」があるが、まずは「事務労働」がAIにとって代わられるだろう。アメリカでは既に旅行代理店のスタッフ、経理係といった職業の雇用が減ってきている。また、「頭脳労働」の中でも弁護士助手、トレーダー、保険の外交員、証券アナリスト等の雇用が減ってきている。では、どのような仕事が残るのだろう。「クリエイティビティ」「マネジメント」「ホスピタリティ」といった3つの技能を必要とする仕事が残るやすいという。この3つの技能は頭文字を取って「CMH」といわれるが、これからの採用や人材育成においては如何にCMH能力を獲得していくかが重要となっていく。

SEMINAR

『成長戦略・事業承継 個別相談会』

共催/日本M&Aセンター

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。
M&A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。
◎各会場先着5組様限定、完全予約制

参加費：無料



お申し込みHP

【山形】

2月17日(水)

① 9:00 ② 10:30 ③ 13:00 ④ 14:30 ⑤ 16:00

会場◆あさひ会計山形事務所

【仙台】

2月17日(水)

① 9:00 ② 10:30 ③ 13:00 ④ 14:30 ⑤ 16:00

会場◆あさひ会計仙台事務所

※Zoom 利用した WEB 形式の面談も可能です。

『生産性向上 DX セミナー』

DX の取組が企業競争力に圧倒的な差をつけます。RPA や AI など、最新のテクノロジーを活用することで、会計業務などの間接業務の変化、様々な業界ごとの RPA 導入の実例を紹介します。RPA の活用で、圧倒的な生産性向上が実現できます。

◎紹介ツール：Microsoft Power Automate、早業 DX など

講師：株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所 CTO 佐々木伸明
税理士法人あさひ会計 DX 推進チーム 渡部竜次

参加費：お一人様 ¥3,000



お申し込みHP

【山形】

2月15日(月) 14:00 ~ 15:30

NEXT

3月17日(水)
14:00 ~ 15:30

【仙台】

2月16日(火) 14:00 ~ 15:30

NEXT

3月19日(金)
14:00 ~ 15:30

※新型コロナウイルス対策として、参加者の十分な距離の確保のため、8名様限定とさせていただきます。

『新入社員研修』 社会人の基礎を身につけ、現場で即実践できる！

主催/株式会社旭ブレインズ

「上司からの指示を待つばかりではなく、自ら進んで積極的に仕事に関わってほしい」
「報告・連絡・相談」をしながら、周りの人と一緒になって仕事をしてほしい」
「期待されている『役割』や『仕事の仕方』を考えながら、課題を持って仕事に取り組んでほしい」
...そんな経営者や人事担当者の皆様の期待を実現するために。
新卒新入社員を対象とした研修プログラムです。

参加費：お一人様 ¥22,000



お申し込みHP

- ◎プログラム概要：
- オリエンテーション
 - 「仕事とは何か」を考える
 - 企業経営の目的
 - 社会人としてのマナー
 - 仕事の進め方
 - 3ヶ月間の行動計画

詳細は、同封のチラシをご確認ください。

【山形】

4月5日(月)・6日(火) 9:30 ~ 16:30

会場◆あさひ会計山形事務所 セミナー棟 2F

対象◆新卒新入社員

定員◆24名※定員に達し次第締切



※1社のみでの個別研修も実施できます。お問い合わせ下さい。



あさひ会計 セミナー棟

Beyond vol.2

2021年2月 発行

発行元／あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27

TEL : 023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30

新仙台ビルディング 4F

TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>